

埼玉県造血細胞移植後定期予防接種ワクチン再接種費用補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、感染症の発生を予防するとともに患者の負荷軽減を図るために、造血細胞移植により定期の予防接種で得た免疫が低下又は消失した者に市町村長が行う、再接種費用の助成に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付については、補助金等の交付手続等に関する規則(昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「造血細胞移植」とは、骨髄移植、末梢血幹細胞移植及びさい帯血移植をいう。

2 この要綱において「予防接種」とは、予防接種法(昭和23年法律第68号)第2条第1項に定める行為をいう。

3 この要綱において「当初接種」とは、その実施時点において次の各号の全てに該当していた予防接種をいう。

一 造血細胞移植を受ける前に行われた予防接種

二 予防接種法第2条第2項に掲げられたA類疾病についての予防接種

三 予防接種法第2条第4項に掲げられた定期の予防接種

4 この要綱において「再接種」とは、次の各号の全てに該当する予防接種をいう。

一 造血細胞移植を受けた後に行われる予防接種

二 予防接種法第2条第2項に掲げられたA類疾病についての予防接種

三 予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第3条第1項の表の上欄に掲げられた疾病(ロタウイルス感染症を除く)についての予防接種

四 予防接種実施規則(昭和33年厚生省令第27号)に規定されたワクチンによる予防接種

五 当初接種によって得た免疫が造血細胞移植によって低下又は消失したために再度の実施が必要であると、医師が認めた予防接種

5 この要綱において「対象者」とは、次の各号の全てに該当する者をいう。

一 再接種を受ける日において、県内に住所を有する20歳未満の者

二 予防接種法施行規則(昭和23年厚生省令第36号)第2条の10の表の上欄に掲げられた特定疾病についての再接種にあっては、再接種を受ける日において、同表の下欄に掲げる年齢に達しない者

三 再接種を受ける日が令和3年4月1日以降である者

(補助の対象となる事業及び経費)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助金の交付決定があった会計年度において市町村長がその区域内に住所を有する対象者に対して再接種に要する費用の全部又は一部を助成する事業とし、補助金の交付の対象となる経費は対象者に助成される再接種費用（以下「補助対象経費」という。）とする。

(補助率等)

第4条 補助率は、補助対象経費の2分の1とする。

- 2 補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額に千円未満の端数があるときは、補助金額の算定にあたり、これを切り捨てるものとする。
- 3 補助事業に要する経費の総額から寄付金その他の収入額を控除した額が補助対象経費の額を下回るときは、その額を補助対象経費の額と見なす。
- 4 前3項の規定に関わらず、補助金額は知事が予算の範囲内で別途内示する額を上限とする。

(申請書の様式等)

第5条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号によるものとする。

- 2 規則第4条第1項の申請書の提出期限及び提出方法は、別途定める。

(記載事項及び添付書面の省略)

第6条 規則第4条第1項第一号に掲げる事項のうち住所の記載は要しない。

- 2 規則第4条第2項第一号ないし第二号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(交付決定通知書の様式)

第7条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号によるものとする。

(状況報告)

第8条 市町村長は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(事業の中止又は廃止等)

第9条 市町村長は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ書面により知事に申請し、その承認を受けなければならない。

- 2 市町村長は、補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(報告書の様式)

第10条 規則第13条の報告書の様式は、様式第3号によるものとする。

(報告書の提出期限等)

第11条 規則第13条の報告書の提出期限は、補助金の交付決定があった会計年度の末日とする。ただしその日が土曜日または日曜日であるときは、直前の金曜日を提出期限とする。

2 前項の規定により提出期限となる日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に基づく休日となる場合、提出期限は別途定める。

(補助金の請求)

第12条 規則第14条に基づく通知を受けた市町村長は、その通知を受けた日から補助金の交付決定があった会計年度の翌年度の5月15日までの間に限り、知事に補助金の支払いを請求することができる。

2 前項の請求は、様式第4号により行うものとする。

(書類の整備等)

第13条 市町村長は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、補助金の交付決定があった会計年度の翌会計年度の初日から5年間保管しなければならない。

附則

この要綱は、令和3年9月6日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年12月23日から施行する。